ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

CHINA LEGAL UPDATE

2020 年 9 月 28 日

Contents

Ⅲ　中国万感

中国の高速鉄道の現在

弁護士　徳山　剛史

Ⅰ　Lawyer's Eye

弁護士　若林　耕
中国弁護士　胡　絢静

データ安全法(草案)から読み解く中国の「データ」規制の行方

1.　はじめに

中国の全人大常務委員会は 2020 年 7 月 3 日付けで「データ安全法(草案)」を公表した。執筆時点(9 月 23 日)においては、同法の正式な公布の見通しは立っていないが、今後正式に公布されれば、中国でのデータ処理及びデータセキュリティに関する初の基本法となる。

同法(草案。以下単に同法と呼ぶ。)が草案段階ながらも注目されるのは、その内容が企業活動に与えるインパクトの大きさ以外にも、中国におけるデータ規制の動向等を読み解くヒントが含まれている点にある。本稿では、同法を概観するとともに、現時点で留意しておくべき同法のポイントをみていきたい。

2.　立法目的

中国の法令では立法目的が、冒頭で明確に示されることが多い。同法では「データセキュリティの保障、データの開発利用の促進、個人・組織の合法的権益の保護、国家主権や安全保障等の維持」にあるとされる(同法 1 条)。立法目的は往々にして複合的ではあるが、同法については、「データ及びデータセキュリティ管理制度を構築することが、国家安全保障体制の強化に資する」との中国特有の「総体国家安全観」(同法4条)に基づくことが明確に示されていることからすると、国家安全保障体制の強化を主たる立法目的としているといえよう。

同法は全文 51 条しかなく、内容的は原則的、方針的な規定にとどまる(但し、データセキュリティ等おいて必要な措置を怠った場合の行政処罰規定は存在する。)。正式に公布されたとしても、法制度の運営等は別途付随リスト、行政法規、細則等により規定されることになる。

3.　同法の適用範囲

同法は中国国内で行われる「データ処理」に適用される。「データ」とは、「電子又は非電子の形式を問わず、情報に対する記録」を指すとされており極めて広範である。また、「データ処理」とは、データの収集、保存、加工、使用、提供、取引、開示等の行為を指すとされている(同法 3 条)。

同法では、外国法人への同法の域外適用が明記されている点が留意すべき点である。すなわち、「中国国外の組織、個人によるデータ処理行為が、中国の国家安全、公共利益、又は個人、組織の合法的な権益に損害を与える場合、法律責任を追及する。」との規定がある(同法2条)。

例えば外国法人によるデータの不正取得やデータ漏洩事故等の場合でも、それにより中国国内の会社や個人が損害を被った場合には、同法に基づき当該外国法人が直接的に行政責任等を追及される可能性を残すものである。もっとも、外国法人に対して中国当局がどのように責任追及するのか等は今後検討されるべき事項はあるが、同法の安全保障法令としての性質上、域外適用の可能性に明確に言及することも何ら不思議ではない。

4.　データ保護規制の「大枠」

同法は、以下のようなデータ保護規制の「大枠」を規定する。

①　国家はデータの重要度又は属性等に応じた分類に基づき、データ保護規制を実施する。

②　「重要データ」について重点的な保護[1]の対象とし、より厳格な規制対象と位置付けていることからすると、

[1] 重要データの取扱者は、データ安全責任者と管理部署の設置が求められ、定期的にリスク評価を行ったうえで、評価報告を主管部署に届け出ることが義務付けられる(同法 25 条、28 条)。それらを怠った場合は、事業者及び直接の責任者の両方に対して罰金を課すことができる。大量のデータを漏洩させた等悪質な場合は、事業者に対して最大 100 万元、直接の責任者に対して最大 10 万元の罰金を課すことが可能である。

「大枠」においては重要データの該当性の判断方法等が留意すべきポイントと考えられる。何をもって重要データとするかは、**各地域の各行政部門が**国家規定に従って、当該地域、当該部門、業界における「重要データリスト」を作成するという方法により画定されるとされている（同法 19 条）。この点、同法は、各地域や業界等の事情等を加味しながら実務により即した「重要データ」の設定が行われるべきという発想に基づいているとみられるが、一方で法制度として「重要データ」の設定基準はできる限り客観的で明確であるべきという意見も存在する。同法の公表後において、実務レベルでは重要データリストの作成方法等については活発な議論がなされている状況にある。この点は今後の立法においてどのようなアプローチが採られるのかは注目すべき点と思われる。

③ データ規制の国家安全保障上の審査手続きとして、同法では「データの安全審査制度」が導入され、データ処理が国家安全保障に与えうる影響について審査するとされる（同法 22 条）。国家安全保障に影響しうると判断されれば、データ処理を伴う当該事業活動が禁止されるか、又は事業範囲を変更せざるを得ない結果が生じるため、企業にとってのインパクトは大きい。一方で、同法では当該制度の具体的運用等の規定がなく、今後の立法や運用等も留意すべきポイントといえる。

④ 同法は、データの内容に応じて、例えば個人情報データであれば、個人情報保護規制が適用され、国家秘密に関連するデータであれば、「国家秘密法」等の関連法令の適用があることは明確に規定している。「データ」にも、例えばビジネス上重要な価値を有する「データ」（ビッグデータ等）、個人情報データ、国家秘密に関連するデータ、安全保障に関連するデータ等様々な形態が存在することから、同法に基づくデータ規制との適用関係の整理の必要性を念頭に置いた趣旨と思われる。この点、他にも中国では、2017 年 6 月 1 日から「ネット安全法」が施行され、サイバーセキュリティ、個人情報や重要データに対する法規制の整備が進められているが、上記②の同法の「重要データ」の重点的な保護等の点では、「ネット安全法」に基づくデータ規制とも実質的に重なり合う。しかしながら、同法では、「ネット安全法」に基づく規制との具体的な関連性等までは明らかにしておらず、今後関係性等がどのように整理されるかについても注目すべき点である。

5. データ取引の規範化

同法は、データの国内及び国外での安全、自由な流通を促進することを立法目的として掲げたうえ（同法 5 条、10 条）、データ取引行為については一定の義務を課す。いかなる事業者や個人によるデータの取得についても、合法、正当な方法での取得であることが要求され、違法な方法による取得が禁止される（同法 29 条）。

データ取引を業とするもの（データ取引プラットフォーマー等）について、前記の一般原則に加えて、データ提供者に対してデータの出所の説明を求めるべき義務、取引当事者（データの販売者と購入者）の身分を確認すべき義務も負わされる（同法 30 条）。中国では、業界等によりデータ取引プラットフォーマーを通じた一元的なデータ管理が進みつつある（例えば、医療データ等が挙げられる。）。今後中国での事業活動におけるデータ取得・管理について、特定のデータプラットフォーム等を経由することが求められる場面も予想され、その場合同法に基づき管理等が厳格化する可能性がある。

6. その他

国家安全保障上の観点から、同法では現在の国際情勢を意識した次のような規定が盛り込まれている点も特徴的である。「相手国がデータやデータ開発利用技術に関する投資、貿易活動において中国に対して差別的措置を採った場合、中国も当該相手国に対して相応の措置を採ることができる。」との規定である（同法 24 条）。

以上

Ⅱ　中国法令アップデート

弁護士　若林　耕　　　中国弁護士　屠　錦寧
弁護士　尾関　麻帆　　中国弁護士　李　芸
弁護士　岩井久美子　　北京オフィス顧問　李　加弟
弁護士　横井　傑　　　北京オフィス顧問　李　彬
弁護士　藤本　博之　　上海オフィス顧問　繆　媛媛
弁護士　徳山　剛史　　上海オフィス顧問　鄧　翌雲

最新中国法令の解説

国家外貨管理局による貿易新業態の発展の支持に関する通知

[ポイント] 本通知は、対外貿易の品質を高め、クロスボーダーEC といった新たな貿易業態の発展を促進し、貿易に関する海外送金の利便化を図るための関係事項の運用について規定している。具体的には、クロスボーダーEC 関連サービス(物流や関税申請等)も外貨送金規制の下で展開されることを明確にし、クロスボーダーEC 業者の輸出及び輸入にかかる費用の相殺処理を可能にすることで実際の輸出金額と費用負担計算にかかる金額が異なることも許容し、中国国内の物流会社にもクロスボーダーEC 業者のための倉庫、物流棟の費用を代替的に支払うことが可能とした。以上の費用支払いについては、所在地の外貨局に届け出るものとされている。また、クロスボーダーEC 関連サービス業者(対外貿易総合サービス企業と定義される。)が、一定の条件の下に、顧客からの委託に基づいて、輸出にかかる外貨代金を受領することも可能と規定された。

2020 年 5 月 20 日公布、同日施行

[原文] 国家外汇管理局关于支持贸易新业态发展的通知

＜民事訴訟案件に関する司法解釈＞

最高人民法院による商業秘密侵害紛争民事案件審理に適用される法律についての若干問題に関する解釈(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、商業秘密侵害における民事案件の審理に関する問題を規定する司法解釈である。商業秘密侵害における民事案件の審理は、主に「不正競争防止法」及び「不正競争民事案件の法律適用の若干問題に関する解釈」の中の規定を適用するが、一部の手続上及び実体上の問題については明確に規定がされていない。本稿は、商業秘密侵害における民事案件に関する問題をさらに明確に規定している。

本稿は、商業秘密の認定、権利侵害の判断基準、保全手続き、損害賠償、立証責任の移転等、商業秘密侵害に関する民事案件の審理における各方面の問題を規定している。具体的には、商業秘密の非公知性に対する要求を下げること、データ等が明確に商業秘密の範疇に入ること、商業秘密の共有にあたっては共有者全員が守秘措置を取らなければならないこと、商業秘密行為の保全制度等が規定されている。

(意見募集期間:2020 年 6 月 10 日～7 月 27 日)

[原文] 最高人民法院关于审理侵犯商业秘密纠纷民事案件应用法律若干问题的解释（征求意见稿）

最高人民法院によるインターネット知的財産権侵害紛争に係る法律適用問題に関する回答(意見募集稿)

[ポイント] 中国において増大するインターネット上での知的財産権侵害に対する処理を定める司法解釈である。インターネットサービス提供者、E コマースプラットフォーム経営者が権利者から通知を受けた後遅滞なく削除・接続の切断等の措置を採らなかった場合の拡大損害に対する連帯責任(2 条)、権利侵害の通知が客観的事実と合致しない場合であっても、権利者側が主観的な錯誤がないことを証明した場合には通知による民事責任を負

わないこと(3 条)等、ネット上の権利侵害責任の追及を容易にする規定が定められている。一方、権利侵害の通知を転送された被疑侵害者側は権利侵害不存在通知を発出でき、当該通知後も権利者側が提訴しない場合には被疑侵害物品の削除措置等を解除できること(4 条)等、被疑侵害者の権利保護のための規定も置かれており、今後の制定動向が注目される。
2020 年 6 月 10 日公布
(意見募集期間:2020 年 6 月 10 日～7 月 27 日)
[原文] 最高人民法院关于涉网络知识产权侵权纠纷有关法律适用问题的批复（征求意见稿）

最高人民法院による電子商取引プラットフォームにおける知的財産権紛争案件の審理に関する指導意見(意見募集稿)

[ポイント] 2019 年 1 月 1 日に施行された「電子商務法」により、中国国内の E コマースに対する監督が強化されているが、本指導意見は同法に規定された E コマースプラットフォーム上での知的財産権紛争の処理の詳細を定めたものである。たとえば、E コマースプラットフォーム経営者は、プラットフォーム内での知的財産権侵害を知りまたは知るべきときは、削除・接続の切断等を含む措置を採らなければならず、故意による複数回の侵害行為があった場合には、E コマースプラットフォーム経営者により取引・サービス終了の措置を採ることができること(4 条)、プラットフォームサービスの提供に該当するか否かの判断基準(ウェブページ上の表示・レシート上の販売者の情報等)(3 条)等が規定されている。
2020 年 6 月 10 日公布
(意見募集期間:2020 年 6 月 10 日～7 月 27 日)
[原文] 最高人民法院关于审理涉电子商务平台知识产权纠纷案件的指导意见（征求意见稿）

＜ファイナンスリース規制＞

ファイナンスリース会社監督管理暫定弁法

[ポイント] 中国銀行保険監督管理委員会(以下「CBRC」という。)が公布した「ファイナンスリース会社監督管理暫定弁法(以下「本件弁法」という。)は、2018 年にファイナンスリース会社の主管当局について商務部から CBRC に委員会に移管された以来、CBRC によって公布されたファイナンスリース会社に関する最初の規制ルールである。業界では、本件弁法の公布により、ファイナンスリース業界が強い規制を受ける時代に入ったとみられている。
本件弁法は、ファイナンスリース会社の運用、指標、規制についてルールを明確化したものであり、従来の商務省による「ファイナンスリース企業監督管理弁法」と比較して、ファイナンスリース業界に対する国による規制強化、とりわけ、既存企業のうちのファイナンスリースを主営業務としない企業、連絡できない休眠会社等への是正・整理が図られている。具体的な措置として、まずは、ファイナンスリース会社の経営範囲を調整し、ファイナンスリース会社による担保や第三者への売掛金の譲渡等のリース関連以外の事業活動の従事を禁止するようになった。また、ファイナンスリース資産について、収入を生み出すことができる固定資産であること等の要件を設置した。これによって、無形資産、金融資産その他の収益を生み出せない公共福祉施設がリース資産から除外された。さらに、ファイナンスリース会社の運営リスクを下げるためには、リース資産の割合、債券証券投資事業、賃借人の集中管理(純資産における単一の賃借人に係る事業の割合)等の業務規制指標を新設された。なお、本件弁法では、ファイナンスリース会社が正常経営、非正常経営、法令規則違反経営の 3 つに分類され、既存のファイナンスリース会社は 3 年間の移行期間内に本件弁法に定める関連規制要件を満たすよう求められている。最後に、本件弁法は、ファイナンスリース会社の登記・変更登記を厳格に管理するとし、変更登記については事前に地方金融規制当局に報告するとしている。
2020 年 5 月 26 日公布、2020 年 5 月 26 日施行(銀保監発[2020]22 号)
[原文] 融资租赁公司监督管理暂行办法

危険廃棄物環境許可証管理弁法(修正草案)(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は 2004 年公布の『危険廃棄物経営許可証管理弁法』(国務院令第 408 号)の改正弁法の意見募集稿である。中国において、危険廃棄物の回収、貯蔵、利用及び処理の事業に従事する事業者は「危険廃棄物環境許可証」の取得が求められるところ、危険廃棄物環境許可証は、危険廃棄物総合許可証(回収、貯蔵、利用、処理)と危険廃棄物回収許可証に分けて設けられている。本意見募集稿においては、それぞれの許認可の取得に必要な諸条件(設備要件、専門家要件、社内規則制度の整備等)が明らかにされている。

(意見募集期間:2020 年 6 月 4 日～7 月 9 日)

[原文] 危险废物环境许可证管理办法（修订草案）（征求意见稿）

附件 1：抄送单位名单

附件 2：危险废物环境许可证管理办法（修订草案）（征求意见稿）

附件 3：危险废物环境许可证管理办法（修订草案）（征求意见稿）修订说明

＜食品安全規制＞

輸出入食品安全管理弁法(意見募集稿)

[ポイント] 本管理弁法は、輸出入する肉類、水産品、乳製品などの製品の検験検疫要求を含む。本管理弁法によれば、輸入健康食品、特殊膳食食品の中国語ラベルは最小販売単位の包装に直接印刷しなければならず、貼付してはならない。また、先行検査を実施し、初めて輸入する乳製品の全項目検査報告は行われない。新しいモデルの先行検査が一部の地方港で既に実施されている。税関が輸入食品に対して輸入前の事前検査を実施できることが規定されている。これにより企業は不合格品に対して事前に対策または措置を取って適宜に損失を防ぎ、経営リスクを大幅に低減することができる。サンプルなどの貿易外の食品、免税経営及び大使館・領事館における自己用の食品に対する監督方法が改めて明確にされている。

2020 年6月 11 日公布

(意見募集期間:2020 年6月11日～7月11日)

[原文] 进出口食品安全管理办法（征求意见稿）

中華人民共和国商事主体登記管理条例(草案)

[ポイント] 本条例は、これまで異なる条例により管理されていた会社、企業法人、パートナーシップ企業、農民専業合作社党の登記について、統一した登記管理制度を設けることを目的としたものである。本条例においては、これまで「会社登記管理条例」、「企業法人登記管理条例」等において別々に定められていた登記事項、登記申請方法、登記管理方法、罰則等について統一的に定めており、また登記手続についてはオンラインで行うことができるようにすべき旨(21 条)、および営業許可証についても電子版が神の原本と同等の効力を持つことが規定されている(23 条)。その他、これまで登記手続関係の書類において原則として認められていなかった電子署名についても、使用することが可能となる旨規定されている(22 条)。

2020 年 6 月 15 日公布

(意見募集期間:2020 年 6 月 15 日～7 月 15 日)

[原文] 中华人民共和国商事主体登记管理条例（草案）

最高人民法院による知的財産権民事訴訟の証拠に関する若干規定(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、知的財産権に係る民事訴訟における挙証責任、証拠の収集・保全、証拠の相互提示・調べ、及び証拠の認定等について定めるものである。挙証責任について、方法特許に関する権利者の挙証責任の軽減、域外で形成された証拠の公証・認証手続きの簡素化等が定められている。証拠の収集・保全に

ついて、証拠保全の判断基準・方法、保全の対象が営業秘密である場合の対処方法、保全を行った後申立人が訴訟又は仲裁を提起しない場合の救済措置、鑑定の範囲、一方的に依頼した鑑定の証拠能力等が定められている。証拠の相互提示・調べについて、営業秘密に係る証拠の閲覧制限・取扱い方、専門知識を有する者・技術調査官による裁判への関わり方等が定められている。また、証拠の認定について、主に電子証拠の認定、鑑定意見の証明力等が定められている。
（意見募集期間：2020 年 6 月 15 日～7 月 31 日）
［原文］ 最高人民法院关于知识产权民事诉讼证据的若干规定（征求意见稿）

＜証券業規制＞

「証券会社持分管理規定」の改正に関する決定（意見募集稿）

［ポイント］ 本決定の主な修正は以下のとおりである。1. 主要株主の定義が修正された。証券会社の主要株主に対する定義が「証券会社の 25%以上の株式を持つ株主又は 5%以上の株式を持つ第一の株主」から「証券会社の 5%以上の株式を持つ株主」に変更された。2. 証券会社の主要株主の資質要求が緩和された。主要株主の持続的な利益能力に対する要求が削除され、主要株主の純資産が 2 億元から 5 千万元を下回らないものとする旨に調整された。主要株主に対して相応の金融業務の経験が要求されなくなった。主要株主が業界をリードするとの旨の要求が削除された。3. 証券会社の株式に関する審査事項が調整され、さらに監督要求が明確にされた。
2020 年 6 月 12 日公布
（意見募集期間：2020 年 6 月 12 日～7 月 12 日）
［原文］ 关于修改《证券公司股权管理规定》的决定（征求意见稿）
附件 1：关于修改《证券公司股权管理规定》的决定（征求意见稿）
附件 2：关于《证券公司股权管理规定》的修改说明
附件 3：关于修改《关于实施证券公司股权管理规定有关问题的规定》的决定（征求意见稿）
附件 4：关于《关于实施证券公司股权管理规定有关问题的规定》的修改说明

＜コロナ対策＞

最高人民法院による新型コロナウイルスに関連する民事事件の合法・適切審理における若干問題に関する指導意見（三）

［ポイント］ 本指導意見は、民事訴訟に関するコロナ禍対応を定めた一連の指導意見の第 3 弾である。全体は大きく 4 つの内容が規定されている。1 つ目は、コロナ禍に関し、渉外案件における各種手続期間の延期や国外で形成された証拠の取り扱いに関する規定である。2 つ目は、中国法又は外国法における不可抗力法理の適切な適用に関する注意喚起や、ウィーン売買条約、特に債務者の支配を越えた障害による不履行に関する規定（第 79 条）の適用に関する注意喚起などを定めた規定である。3 つ目は、コロナ禍で特に影響が大きいと思われる運送契約、渉外商事事件、海事事件の審理における解釈指針等を規定している。4 つ目は、人民法院が新型コロナウイルスに関する渉外商事・海事事件を審理する際に、積極的に簡易化を促進すべき旨規定している。また、人民法院が、香港、マカオ及び台湾にかかるコロナ禍に関する商事・海事事件を審理する場合にも本指導意見が適用されるとしている。
2020 年 6 月 8 日公表（法発[2020]20 号）
［原文］ 最高人民法院关于依法妥善审理涉新冠肺炎疫情民事案件若干问题的指导意见（三）

商標権侵害判断基準

［ポイント］ 商標権の侵害の成否に関する判断基準を詳細に規定した法令である。たとえば侵害となる商標の使用に関して、説明書・パンフレット・価格表に表記すること、商品の売買契約・レシート・輸出入の検疫証明・通関

書類等への使用(4 条)、従業員のユニフォーム・メニュー等への使用(5 条)も含まれること、商標の使用が侵害を構成しうる同種の商品について、商品の名称が異なる場合でも効能・用途・主原料・生産部門・消費者・販売ルート等が類似する場合も含むこと(9 条)等が規定され明確化が図られている。また、類似商標・類似商品に関する商標侵害の要件である「容易に混合を生じさせること」の判断基準に関しても、登録商標の知名度や消費者の認知度等が考慮されること等が規定されている(21 条)。今後の商標権侵害紛争の際に大きな参照価値を有すると思われる。
2020 年 6 月 15 日公布、2020 年 6 月 15 日施行
[原文] 商标侵权判断标准

＜証券投資規制＞

外国投資家の上場企業に対する戦略投資管理弁法(改正草案公開意見募集稿)

[ポイント] 本管理弁法は投資のハードルを大幅に下げる。支配株主でない外国投資家またはその全額投資家に対する資産総額の要求が緩和され、1 億米ドルの資産を所有する、または 5 億米ドルの資産を管理することとの要求から、それぞれ 5000 万米ドルと 3 億米ドルに緩和された。また、外国投資家の持株期間が 3 年から 12 カ月に短縮された。さらに、外国投資家に対する上場会社の新株割当発行による戦略投資の持株比率の要求が削除され、協議譲渡方式による戦略投資の持株比率の要求が 10%から 5%に緩和された。また、本管理弁法により投資方法が増える。1 つ目は、契約買収方式を適用範囲に組み入れることができる。2 つ目は、国境を越えた株式交換の条件が緩和され、上場会社が新株発行、買収申込等の方法で戦略投資を実施した場合、外国投資家はその保有する、または増発した海外の非上場企業の株式を支払手段とすることができる。3 つ目は、外国投資家が株式譲渡システムに上場している全国の中小企業に対して戦略投資を実施することができる。
2020 年 6 月 18 日公布
(意見募集期間:2020 年 6 月 18 日~7 月 19 日)
[原文] 外国投资者对上市公司战略投资管理办法（修订草案公开征求意见稿）

中華人民共和国档案法

[ポイント] 本法は従来の档案法の改正法であり、現行の 6 章 27 条の条文が 8 章 53 条に大幅に増加している。ここでの档案とは行政機関が保有する保存書類のことを指すが、今回の改正により、档案の情報化に関する章と管理監督に関する章が設けられることになった。前者においては、档案の電子的保管による安全保存及び有効利用が推奨されており、電子档案と伝統的な形式による档案は同等の効力を持つものと規定されている。なお、電子档案管理弁法については国家答案主管部門と関連する部門が制定するとされている(37 条)。また、档案の公開に関して、現行法では作成から 30 年間公開するとされているところ、25 年間に縮小されている(27 条)。ただし、経済、教育、科学技術、文化等に関する档案については 25 年未満とすることも可能とされている。
2020 年 6 月 20 日公布、2021 年 1 月 1 日施行
[原文] 中华人民共和国档案法

化粧品監督管理条例

[ポイント] 本条例は 1990 年に施行された「化粧品衛生監督条例」を改正するものであり、旧条例は本条例の施行とともに廃止される。本条例の制定背景には、化粧品への消費ニーズの拡大、新原料や新技術に対応することがあり、本条例は旧条例と比較して条文数が 35 条から 80 条に増加されるなど、内容面において大幅に追加されている。本条例は、「放管並重」(地方分権と中央管理共に重んじる)の要求に従い、化粧品と化粧品原料、それぞれのリスクに応じた登録・届出手続きを定められている。具体的には、化粧品は「特殊化粧品」と「普通化粧品」に分類し、「特殊化粧品」は登録制、「普通化粧品」は届出制と整理された。また、新原料の申請においても「高リスク原料」と「一般原料」に分類され、それぞれについて申請から登録可否までの審査期間が規定されて

いる。更に、本条例は、監督管理体系を改善し、化粧品の品質保持と安全確保に関しては企業に主体的な責任があることを明確にし、違法企業や関連責任者に対する処罰を強化している。なお、本条例によると歯磨き粉は「普通化粧品」に分類されている一方で、石鹸は特殊の美容効果がない限りは本条例の適用は受けないとされいてる(本条例 77 条)。
2020 年 6 月 29 日公布、2021 年 1 月 1 日施行(国令第 727 号)
[原文] 化妆品监督管理条例

中華人民共和国香港特別行政区国家安全保護法
[ポイント] 同法は、香港特別行政区(以下「香港」という。における高度の自治を再確認し、一国二制度を前提としつつ、香港において、または香港に向けられた、中国の国家安全を脅かす犯罪行為を規定し、また、当該犯罪行為の捜査について、原則として香港行政区が管轄するものの、中央人民政府が設置する国家安全保障局が情報収集を行い、外国の関与により複雑な案件と認められる場合等一定の条件の下で、中央人民政府の承認に基づいて、国家安全保障局が管轄権を行使することができるものと定めた。また、上記犯罪行為は、香港において行為に及んだ場合に限られず、外国に居住する非香港居住者の行為についても成立することが規定されている。
2020 年 6 月 30 日公布、同日施行
[原文] 中华人民共和国香港特别行政区维护国家安全法
※ なお、弊事務所では、「香港国家安全保護法」の和訳(暫定翻訳)」作成しております。ご入用の場合には、お手数ですが本配信メールアドレスまでご連絡ください。

＜データ管理規制＞
中華人民共和国データ安全法(草案)
[ポイント] 本法は、データの安全を保障し、データの開発利用を促進し、人民及び組織の合法的な権益を守り、国家の主権、安全と利益発展を維持することを目的に制定する法律であり、草案が公開されたものである。本法の適用の対象となるデータとは電子、非電子を問わずあらゆる形式での情報記録を指している。国家はデータ安全緊急対応制度を構築するとしており、データの安全に関する事件が発生した場合は、関連部門は緊急対応を行い、安全を確保することが求められている(21 条)。また、公安その他の国家安全機関が国家安全維持のためにデータの収集を必要とする場合には、関連機関や個人はこれに協力しなければならないとされている(32 条)。本法の詳細については「Lawyer's eye」の項を参照されたい。
2020 年 7 月 2 日公布
(意見募集期間:2020 年 7 月 2 日～8 月 16 日)
[原文] 中华人民共和国数据安全法(草案)

知的財産権サービス規範 EC プラットフォーム(意見募集稿)
[ポイント] 北京市による、知財サービス、EC プラットフォームに関する地方標準の意見募集稿。基本的に E コマースに関する既存の国家標準に則ったものであるが、EC プラットフォームに関する今後の各地方における地方標準のフォーマット的役割を果たす可能性も高いと思われる。
2020 年 7 月 2 日公布
(意見募集期間:2020 年 7 月 2 日～8 月 1 日)
[原文] 知识产权服务规范 电子商务平台(征求意见稿)
附件 1：《知识产权服务规范 电子商务平台》征求意见稿
附件 2：意见反馈表

中華人民共和国特許法改正案(草案二次審議稿)
[ポイント] 本草案は、今回の改正にあたっての 2 回目のパブリックコメントとなり、2018 年に行われたパブリックコメントからの実質的な変更点は、主に損害賠償の下限額(10 万元)に関する規定の削除、パテントリンケージ制度の導入である。パテントリンケージは医薬品販売承認を管轄する当局が後発医薬品の販売承認手続きにおいて、後発医薬品が先発医薬品の特許権の侵害性を配慮するシステムであり、近年、先発医薬品の早期販売を推進する中国では大いに議論されている。今後、パテントリンケージの下で、先発医薬品と後発医薬品をめぐる特許紛争の解決メカニズムの構築が注目される。
2020 年 7 月 3 日公布、2020 年 8 月 16 日施行
[原文] 中华人民共和国专利法修正案(草案二次审议稿)

＜輸出管理＞

中華人民共和国輸出管理法(草案二次審議稿)
[ポイント] 2017 年 6 月 16 日に公表された輸出管理法(草案意見募集稿)及び 2019 年 12 月 28 日に公表された輸出管理法(草案)に続き、この度、輸出管理法の意見募集稿の第 3 稿が公表された。
輸出管理法は、日本の外為法に該当する法令であり、転用可能物品、軍事用品、核、その他核拡散防止等国際義務の履行及び国家安全の維持に関連する貨物、技術、サービス等(管理項目)の輸出を規制する法令である。
特徴的な規定として、中国国内に所在する外国組織や自然人に対する管理項目の提供も輸出とみなして規制の対象とするかのように読める条項(みなし輸出)、中国原産の管理項目を中国以外の国で輸入し、これを製品に組み込むなどしたうえで第三国へ輸出する行為(再輸出)も規制の対象とする条項、エンドユーザー・最終用途のリスク評価制度、問題のあるエンドユーザーについてのブラックリスト制などが挙げられる。
今回の意見募集稿では、臨時管理に関する規定の詳細化、第 2 稿で強制規定とされていた輸出管理内部コンプライアンス審査制度の制定の任意化、輸出の包括許可制の規定などいくつかの修正が行われている。このほか、中国国内の組織・個人が、国外に向けて輸出管理に関する情報を提供する場合に「法に基づいて行わなければならず、国家の安全を害する可能性のある場合、提供してはならない。」(第 32 条 2 項)との新設規定が注目に値する。規制対象となる行為の範囲が曖昧であり、今後細則等が出てきた際に、企業によってはオペレーションの見直しが必要となる可能性がある。今後の立法動向に注目されたい。
(意見募集期間:2020 年 7 月 3 日~8 月 16 日)
[原文] 中华人民共和国出口管制法(草案二次审议稿)

中小企業代金支払保障条例
[ポイント] 同法は、大企業の中小企業に対する代金支払いについて、原則として商品、工事、サービス提供後 30 日以内に支払うことを定め(契約で別途定める場合でも最大で 60 日)、検収期限や支払方法の制限を設け、また、不合理な決済条件又は不当な弁明による代金支払いの延長が認められないことが規定されている。当該条件に従わない代金支払の遅延については、企業情報公示システムを通じて公開し、人民政府に設定される管轄部門が中小企業の苦情を受け付けることにより間接的に解決し、また、責任者が処罰を受けうることも規定されている。
2020 年 7 月 14 日公布、2020 年 9 月 1 日施行
[原文] 保障中小企业款项支付条例

外商投資奨励産業目録(2020 年版)(意見募集稿)
[ポイント] 本目録は、同目録(2019 年版)の修正案であり、正式に公布されてはいない。同目録に記載される領域への外国企業による投資に対しては、優遇税制等の投資奨励措置が講じられる可能性がある(どのような投

資優遇が享受できるかは個別的に確認が必要である。)。
同目録(2019 年版)に比較すると、全体的には対象項目は増加している。中でも、原材料、部品、端末製品等の製造、R&D、電子コマース、先端物流、情報サービス等への投資をより一層具体化して列記している点が特徴である。
(意見募集期間:2020 年 8 月 30 日まで)
[原文] 鼓励外商投资产业目录(2020 年版)(征求意见稿)
附件 1:202007《鼓励外商投资产业目录(2020 年版)(征求意见稿)》
附件 2:关于修订《鼓励外商投资产业目录》的说明

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞

◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】

中国万感

中国の高速鉄道の現在

弁護士　徳山　剛史

今日、中国では新型コロナウイルスの流行は徐々に落ち着きを見せはじめ、人々の社会生活も一定の制限がありつつも日常に戻りつつある。国外との間の往来は依然としてかなり制限されている状態にあるが、国内における都市間の移動は徐々に回復しつつあり、出張や旅行を行う人々も増えている。

中国国内の移動手段としては、昨今航空機も増えてきているものの、依然として鉄道はメインの手段といえる。特に、高速鉄道は近時その路線網を急速に発展させ、10 年前では考えられなかったほど国内の長距離移動は高速で、かつ安全・快適なものに様変わりしている。筆者は、中国北京や上海に駐在しており、高速鉄道を利用することも多い。今回は、現在もなお急速な発展を続ける中国の高速鉄道の最新事情について紹介したい。

1. 中国全土の主要都市を高速で繋ぐ「高速鉄道」

本コラム執筆時（2020 年 8 月 17 日）現在、中国の鉄道網は 14 万キロ以上に及び、そのうち高速鉄道の路線網は約 3 万 5 千キロに及んでいる。この高速鉄道の総延長距離は日本の鉄道全体の総延長を上回る距離であり、世界の高速鉄道路線の 66%以上を占めるといわれている。北は黒龍江省のチチハル、南は海南島の三亜、西は新疆ウイグル自治区のウルムチまで、その路線網は中国全土に伸びている。

中国では、鉄道の高速化は 1997 年ごろから推し進められてきた。当時の鉄道はほとんどが単線非電化の路線で、時速 80 キロのディーゼル機関車が客車をけん引し、幹線路線でも未だに蒸気機関車が走っているなど、高速鉄道が走ることは容易に想像できない時代であった。2008 年には、政府と鉄道部による中長期鉄道網計画の修正案が発表され、高速鉄道の「四縦四横」（南北を結ぶ 4 幹線と東西を結ぶ 4 幹線の路線網）の整備と三大経済圏における都市間鉄道網の整備等が目標をとされたことにより、高速鉄道路線の建設はさらに進むことになった。2008 年の北京オリンピックの開催に合わせ、北京と天津を結ぶ京津城際鉄道が開業し、時速 350 キロでの運転を実現した（その後、2011 年 8 月の事故により、後述する「復興号」が登場するまで最高時速は 300 キロとなった。）。2011 年 7 月には北京と上海を結ぶ京滬高速鉄道が開業し、2012 年 12 月には北京と広州・深圳が高速鉄道で結ばれた。さらに、2018 年 9 月には深圳から香港に至る高速鉄道も開業しており、香港側の香港西九龍駅において中国本土と香港の出入境審査を同時に行う「一地両検」制度が導入された。

2.「高速鉄道」の最新豆知識

運転本数

以上のように、かなり充実した路線網を有している中国の高速鉄道であるが、その運転本数に着目すると、北京と上海の二大都市間を結ぶ高速列車の本数は 1 日 45 往復程度であり、日本の東海道新幹線の本数に比べればかなり少ない。もっとも、これは同区間の距離が 1300 キロ以上あり、最速でも 4 時間半程度かかることから、航空の方が依然として相対的に有利であることによる。これに対して、2 時間程度の距離である南京～上海間では、2 路線の高速鉄道が並走しており、同区間における高速鉄道の合計本数は 1 日約 250 往復に達している。北京～天津間なども同様で、区間によってはかなり高頻度の運転が行われている。

なお、列車の定時性はかなり優れているといってよく、少なくとも高速鉄道に関しては、悪天候の場合などを除いて遅れることはあまりない。国内航空便が頻繁に遅れがちであるのに対して、この点は高速鉄道の強みであるといえよう。

「実名制乗車」－利用には身分証の確認まで必要－

また、中国の鉄道では 2012 年から実名制乗車と呼ばれる制度を採用している。列車の切符には名前と身分証番号（外国人の場合はパスポート番号）が記載されており、乗車の際は身分証とともにこれを見せる必要がある。人、証（身分証明書類）、票（切符）の 3 つが照合できて初めて乗車できるというものである（なお、同制度は現在、国内航空はもとより、長距離バスなどにも導入されている。）。

これは安全セキュリティ上の配慮もあるが、以前は鉄道の本数が少なく切符の入手が困難で、転売が横行していたことへの対策として始まった制度である。切符の購入や、ネットで予約した切符の受け取りは駅に設置されている自動券売機で行うことができるが、その際の発券システムは中国の身分証にしか対応しておらず、（パスポートしか持ち合わせていない）外国人は、結局駅の窓口で発券のために長蛇の列に並ばざるを得ない場合があるので注意を要する（ただし、後述の「電子客票」を導入している線区では切符の発券は必要ない。）。

昨今進められる高速鉄道 DX－「電子客票制度」－

中国では社会インフラ等において急速に DX（デジタルトランスフォーメーション）が進んでいる。鉄道においても、高速鉄道を中心に「電子客票」（日本語でいえば、E チケット）という統一的データシステムの導入が 2019 年から徐々に進み始めている。これは、紙の切符を廃止して旅客の購入情報を全て鉄路局のサーバ上でデータ化するというものであり、ネットで予約した場合には居民身分証やパスポートを持って駅で提示すれば改札が受けられ、そのまま乗車することができる。これにより外国人でも窓口に並ぶ必要はなくなり、完全なチケットレス乗車が可能となった。この電子客票サービスは 2020 年 4 月 29 日に全ての高速鉄道路線において導入が完了し、同年 6 月 20 日からは在来線にも導入されるようになった。

鉄道系アプリ－「鉄路 12306」－

現在、中国の鉄道の利用者が鉄道の切符を予約・購入する際、その過半数がスマホアプリ「鉄路 12306」を利用しているといわれている。上記の電子客票サービスの拡大もあり、スマホで予約して身分証を改札にタッチして乗車するというスタイルが確立しつつある。この「鉄路 12306」アプリは WeChat やアリペイといった決済アプリと紐づいており、アプリ上で決済まで行うことができるようになっている。

「電子客票」（E チケット）等のシステムが浸透しつつあり、10 年前と比べると現在はかなりスムーズでストレスフリーに高速鉄道の利用ができるようになった。もっとも、外国人旅行者等からすると、特有な鉄道アプリ等の使用（E チケットの購入）が最初のハードルに映るかもしれない。

さらには、移動に相当な時間がかかる巨大な駅建物、全ての駅で行われる厳しい安全検査、発車約 5 分前（駅により異なる）に締め切られる列車別改札など、中国鉄道独特の要素も存在する。日本の新幹線のように駅についてすぐに発車直前の列車に乗車するという利用感覚からすると利便性はまだ低いと感じられるかもしれない。

3. 高速鉄道の車両－輸入から国産化へ－

中国の高速鉄道の車両は、当初は主に国外から輸入したものが使用されていた。高速鉄道の黎明期である 2007 年に運用を開始した CRH1 型は、スウェーデンの「レジーナ」として用いられていたボンバルディア社製の高速鉄道車両を導入したものである。その後、日本の E2 系 1000 番台新幹線電車をベースとした CRH2 型、ドイツの ICE3-403/406 をベースとした CRH3 型、イタリアの ETR600 をベースとした CRH5 型などが導入されるようになった。さらにこれらの車両をベースに、国産化した CRH380A/B/C/D 型が開発され、いずれも最高時速 300 キロでの運転を行っている。これらの車両にはいずれも「和諧号」という愛称が付けられている。

全自動運転に対応した CR400BF-C 型

その後 2016 年 8 月には、これまでの「和諧号」の愛称を捨て、それまでの車両から完全にデザインを一新した国産車両の CR400AF 型が登場した。これには「復興号」という新たな愛称が付けられ、新時代の中国高速鉄道のスタンダードとなっている。復興号にはその後 CR400BF 型も登場し、CR400AF 型とともに最高時速 350 キロでの営業運転を行っている。さらに、2022 年北京冬季五輪を見据えて 2019 年 12 月 30 日に開業した京張高速鉄道において運用を開始した CR400BF-C 型は全自動での高速運転が可能となっており、「智能動車組」の愛称が付いている。筆者はほぼすべての形式の高速鉄道車両に乗車してみたが、その感想として言えば最新の復興号の車両は乗り心地が良く、長時間乗車してもそれほど疲労感を感じない。また、コンセントなども多く設置されているため、車内で仕事などを行うことにも適している。

4.「高速鉄道」路線網が描き出す中国のカタチ

2020 年 8 月 13 日、中国国家鉄路集団有限公司は「新時代交通強国鉄路先行計画要綱」を発表し、2035 年までに鉄道の路線網を 20 万キロに拡大し、そのうち高速鉄道を 7 万キロに拡大することを目指すことを政策目標として公表した。これにより、人口 50 万人以上の全ての都市が高速鉄道で結ばれることになる。この計画において明らかにされているように、中国の高速鉄道は今後も発展を続けていくことが予定されており、これまで以上により一層、中国における国内移動手段のスタンダードになっていくと考えられる。

外国人には、専用アプリや中国語表示などがハードルになるかもしれないが、筆者としては出張や旅行で中国に訪れた際は、ぜひ高速鉄道に乗車されることをお勧めしたい。現在の「高速鉄道」からは、中国のスマホ経済（E-切符）、社会インフラ DX、路線網の発展性、モビリティの新しい概念（コネクテッド車両、AI 車両）を体験できるに違いない。

以上

- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

- 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士　森脇　章（akira.moriwaki@amt-law.com）
弁護士　中川　裕茂（hiroshige.nakagawa@amt-law.com）
弁護士　若林　耕（ko.wakabayashi@amt-law.com）

- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、お問い合わせにてお手続き下さいますようお願いいたします。

- ニュースレターのバックナンバーは、こちらにてご覧いただけます。